

37.9.27

MEJ63

教育委員会月報

昭和57年 8 月号 (No.384)

○いわゆる内申書裁判の東京高裁判決
について

○生涯スポーツを考える

○教職員団体の組織の実態について

<特集>

教職員等公務員労働関係最高裁判例要旨集

8



文部省初等中等教育局地方課

法令用語(248)「体罰」

いわゆる内申書裁判の

東京高裁判決について

—生徒の学習権と内申書制度、中学校における生徒の思想・信条の自由及び言論・表現の自由—

市原昌三郎 (4)

生涯スポーツを考える

—理念を中心として—

島崎 仁 (18)

随 想

芸術教育に思う

川本 邵 (26)

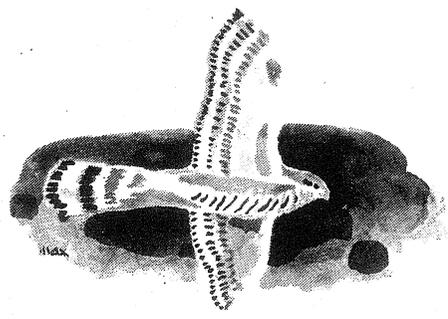
教員の採用及び研修について……………野崎 弘 (29)

資料

育児休業許可状況について……………地方課 (34)

教職員団体の組織の実態について……………地方課 (38)

—昭和五六年一〇月一日現在—



●集 ● 教職員等公務員労働関係 ●特 ● 最高裁判例要旨集……………地方課 (61)

文部省人事異動あいさつ…………… (152)

初中局人事異動あいさつ…………… (157)

新旧地方課長あいさつ…………… (159)

芸術教育に思う

川 本 邵
(京都府教育委員会教育長)

私が執務している教育長室に府立学校生徒の作品が二点掲げてある。一点はF三〇号の静物画で、反対側の壁面には一二号程度のろうけつ染めの「秋の草」と題する作品である。

教育長室を訪れる人達からは、そのたびに「このような場所に生徒の作品が展示してあるのは珍しい」との言葉をいただく。大抵こうした部屋には、有名な画家の作品が掲げられていることから注目されるのであろう。

もう十数年にもなろうか。高校音楽祭や幼・小・中・高・障害児教育諸学校を通じた教育美術展を開き、日常の学校教育活動の成果を発表させることによりその向上につとめてきたところである。しかしながら、このような催しは限られた期間であり、鑑賞していただく方々もすべてというわけにはいかない。そこで指導主事をはじめ関係者が工夫をし、府庁の中で来庁者の多い場所に生徒の作品を一定の期間展示

して、できるだけ多くの方々に絵画作品を通じた高校生の姿を見てもらうことにしたのである。現在、一八校の生徒の作品が、教育委員会事務局の庁舎や総合教育センターには勿論、知事部局の会議室や応接室に掲示されている。大きさはF一〇号からF三〇号までのもので、その数は三十点余りに及んでいる。

学校現場では、限られた場所、期間の美術展とは趣きが違い、日常多くの府民や関係者に鑑賞してもらうことができるし、このことよって美術担当教員も指導の喜びを感じ、意欲的な指導が進められると、その反応はすこぶる好評である。また、教師の意欲が生徒に伝わり授業は勿論のこと、クラブ活動にも活気が出てきたとの報告も聞く。

各学校では、毎年開催される教育美術展、近畿高等学校総合文化祭や全国高等学校総合文化祭に向け、日常の教育活動の積み上げとして努力しているが、教育委員会としても引き続き府庁内の適切な場所に生徒の作品を展示して激励を贈りたいと思っている。また、他の芸術部門でもこのような試みができないか考えてみたい。

京都は長い歴史の中で、学問の都として、また芸術の都として、芸術的な伝統産業を育ててきている。このことをふまえて教育も知・徳・体のすべてにわたって調和のとれた人間性豊かな生徒を育成するために、芸術教育を大切にしているところである。

話は変わるが、全国都道府県で本府のみ実施してきた高校入学者選抜学力検査九教科を、来年度から五教科(国語、社会、数学、理科、英語)で実施することにした。

これに対し、教職員組合をはじめ一部の団体等から反対の議論が沸き起こっている。反対の理由は、中学校の教育が五教科中心となり芸術等の四教科が軽視され、中学校教育を歪めるものであるとか、受験競

争を激化させるといった内容である。

府教委が五教科実施としたのは、本来四教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）は、表現、身体、製作、実習の各活動を重視する教科であって、日常の教育活動を大切にして、学力検査を実施しないかわりに中学校の内申を重視していくものであり、このたびの教育課程改善の趣旨にそうものである。

すなわち芸術教育は、真の人間の姿を探り、人間として生きていく意欲づくりを目指しているものである。また、芸術的な能力を伸ばすことは、各自が平和で充実した生きがいを自覚し、生きる力をつけることである。「創造の喜び」は、人間としての自覚と生きる力を一層確実なものにする。生徒に芸術教科で表現や鑑賞の「深い喜び」の心を体得させることができれば素晴らしい芸術教育を進めることができるのである。

今回、高校入学選抜学力検査実施教科を五教科としたのも決して芸術教育を軽視するものではなく、日常の授業を大切にし、未来に向かって新しい世界を切り開く創造力にあふれた実行力のある生徒を指導の中で培ってもらいたいと考えている。

執務をしながら生徒の作品をながめ、生徒達が持っているにじみ出るような若い力強さに感動し、豊かな芸術教育が一步一步着実に具体的な内容をもって充実することをねがうものである。

あとがき

▼毎年盛夏から九月末にかけて日本列島を襲来するのが台風である。この招かれざる客は、暴風雨を伴い各地でがけ崩れや河川の氾濫を惹起する。

戦後の災害としては伊勢湾台風（昭和三十四年）以来のものとなった長崎県を中心とした九州西北部の記録的な集中豪雨禍は、まだ記憶に新しい。毎年発生するこの熱帯性低気圧のエネルギーは、莫大なものと思われる。これを災害の元凶とはさせずに、利用可能なエネルギーに転化できれば……と思う。科学技術・学術の振興によって、やがて、地球上から災害が無くなる時代が到来することを念じたい。

豪雨禍で被害を受けられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

▼注目されていた、いわゆる内申書事件に対する東京高裁の控訴審判決が、本年五月十九日に出された。この判決は、一審判決をほぼ全面的に否定した逆転判決

であった。本号では、市原昌三郎一橋大学教授に「いわゆる内申書裁判の東京高裁判決について」と題して御執筆いただいた。先生は、この中で、一審判決と東京高裁判決の要旨を比較しながら、学習権と教育評価権（内申書作成提出）、教育評価に対する司法審査並びに中学生の思想・信条の自由及び表現の自由等の争点について、かなり詳細に考察されており、是非、関係者の熟読を期待する。

▼現代は、生涯教育の時代である、と言われる。生涯教育の具体的展開のなかでスポーツを欠かすことは不可能である。本号では、島崎仁大阪教育大学助教授に「生涯スポーツを考える」と題して御執筆いただいた。先生は、その中で、生涯スポーツとは、生涯にわたって主体的にスポーツ環境に働きかけつつ、スポーツ経験を自律的に改造享受する文化的行動過程の総体であると論じておられる。また、「上り坂のスポーツ」のみでなく「下り坂のスポーツ」をも主体的に位置づけておかねばならず、身体的・精神的・社会

的に変化する人間（生涯の各時期）にスポーツを合わせていく」という考え方を尊重せねばならないと述べておられる。▼本年五月三十一日付で「教員の採用及び研修について」初等中等教育局長名で各都道府県及び指定都市教育委員会あて通知したが、本号では、野崎弘地方課長にその通知の概要を解説していただいた。教員の資質向上の施策推進のための参考にしていただきたい。

MEJ 63 第34巻 第5号 教育委員会月報

省 文 部 省 権者 著作 著者

東京都港区西新橋3丁目6番10号 印刷者

大日本法令印刷株式会社